

静岡県動物愛護センター（仮称）基本構想中間報告の概要

第1章 動物管理指導センターの整備の必要性

【経緯】

県では令和3年3月に「静岡県動物愛護管理推進計画（2021）」を策定し、適正飼養・適正な譲渡の推進による殺処分ゼロを目指し取組を進めている。

一方、県の動物愛護管理施策を推進するための拠点である動物管理指導センターは、老朽化が著しい上、愛護に係る機能不足が課題となっている。

【動物管理指導センターの課題】

区 分	課 題
(1) 殺処分頭数削減	・譲渡に向けた長期収容のための収容機能がない ・譲渡推進機能の工夫が必要（譲渡動物展示室等）
(2) 普及啓発	・処分施設としてのイメージがあり、来場者が少ない ・人の交流を通じた動物愛護教育の推進の強化が必要
(3) ボランティア活動の支援・育成	・ボランティアの情報共有、技能向上等の場の提供が必要
(4) 配置バランス	・政令市の施設との配置バランスを考慮することが必要
(5) 施設の老朽化	・築後47年が経過し、耐震性が不足する施設

第2章 動物管理指導センターの整備方針

【整備の基本方針】

新設（移転）、建替え（移転無し）、焼却棟解体・修繕について比較検討した結果、耐用年数や配置バランス解消の点から、新設（移転）が適当であると判断した。

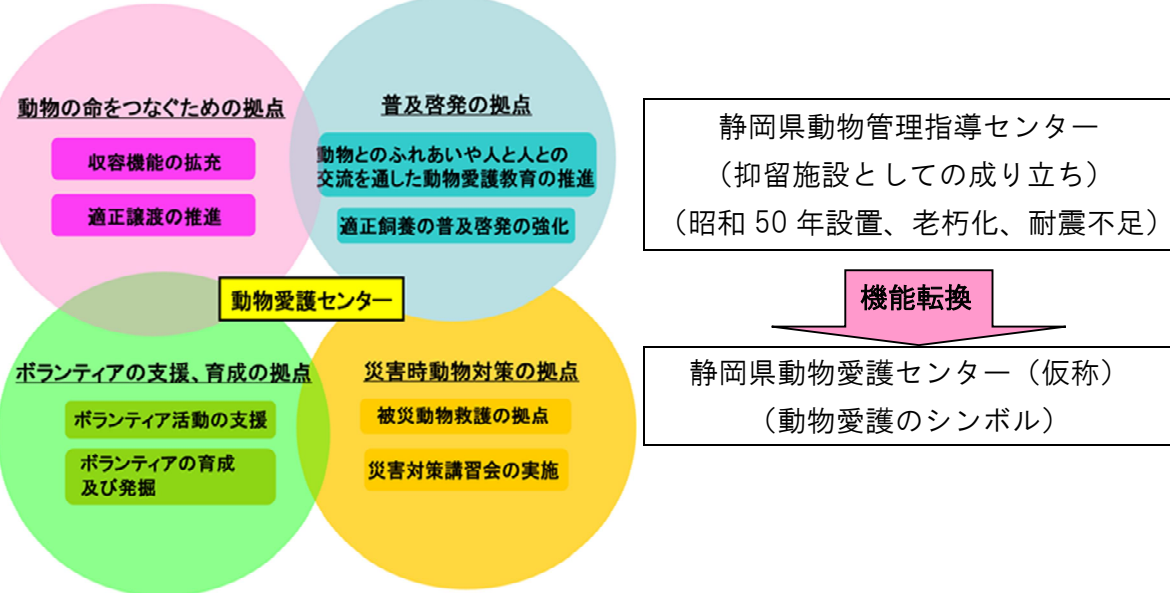
【整備方針】

新設（移転）における初期費用が高いというデメリットについて、他施設との共同設置*や併設**、県有施設等の利活用などを検討した。動物愛護センターのコンセプトを損なわないことや感染症対策、ランニングコスト等を配慮した結果、共同設置や併設は相手施設の選定が困難であり、県有施設等の利活用による整備方針が適当であると判断した。

* 共同設置：他自治体と建物を共有

** 併設：他施設と同一の敷地内に別建物としてセンターを設置

【コンセプト】



第3章 動物愛護センター（仮称）の役割と整備の方向

☆：新規 ◎：拡充

コンセプト	機 能	内 容	必要となる諸室
動物の命をつなぐための拠点	収容機能の拡充	・動物の収容及び健康管理（◎） ・譲渡対象動物に対する不妊去勢手術の実施（☆） ・動物福祉の観点からの安楽死処置の判定及びその実施	動物飼養施設 臨床関係施設
	適正譲渡の推進	・一般譲渡の推進（◎） ・団体譲渡の実施（◎） ・譲渡対象動物に関する情報発信（掲示、SNS等）の実施（◎） ・譲渡動物の展示（☆）	動物飼養施設 ふれあいルーム グルーミング室
普及啓発の拠点	動物とのふれあいや人と人との交流を通じた動物愛護教育の推進	・動物愛護教育の実施（◎） ・動物介在活動の実施（◎） ・動物を通じた県民交流の場の提供（◎）	研修ルーム ふれあいルーム 啓発展示エリア
	適正飼養の普及啓発の強化	・適正飼養普及啓発事業（◎） ・ワンヘルスの観点からの、人と動物の共通感染症の調査研究・情報発信	研修ルーム ふれあいルーム 啓発展示エリア 臨床関係施設
ボランティア支援、育成の拠点	ボランティア活動の支援	・ボランティアによる譲渡会の実施 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施（☆） ・ボランティアと福祉部局の連携の促進（☆）	臨床関係施設 研修ルーム グルーミング室 ドッグラン（アジリティ）
	ボランティアの育成及び発掘	・ボランティア講習会の実施（◎） ・ボランティア活動の周知（☆）	研修ルーム 啓発展示エリア
災害時動物対策の拠点	被災動物救護の拠点	・災害時における放浪動物の収容管理（◎） ・被災動物の救護（◎） ・ライフラインの整備及び保護・収容機材の備蓄（◎）	感染症対策施設 臨床関係施設 災害時備蓄倉庫 ドッグラン（アジリティ）
	災害時に備えた普及啓発	・防災訓練の実施（☆） ・災害対策講習会の実施（☆）	研修ルーム 啓発展示エリア ドッグラン（アジリティ）

第4章 設置場所

【基本的条件】

敷地面積・周辺環境・交通の利便性・津波浸水区域外等の安全性の観点から選定する。

【設置地域の条件】

人口、犬猫の飼養頭数、ボランティア数、犬猫の保護引取り頭数及び、県内センターの配置バランスを考慮すると、東部地域への設置が望ましい。

